

岩手県告示第842号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成21年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成21年11月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
一関市	一関市中里字舟場、三関字外谷起、小沢、真柴字千刈田、中田の各一部、千代田町、字千刈田、沢、機織山、三関字桜町、仲田、日照、神田
釜石市	釜石市大字釜石第8地割、第9地割
一戸町	二戸郡一戸町西法寺字関屋、館越、面岸字松長根、一本木

2 調査期間 平成21年10月13日から平成22年3月31日まで